

◆電子申告・申請が可能な手続き ■府たばこ税に関する申告・申請	
手続名	手続概要
申告納付	毎月の販売本数や税額を申告する場合の手続
還付請求申告	1月の間にたばこの販売が無く、返品等により税の還付を受ける場合の手続
営業の開始・休止・廃止	新たに特定販売業者や卸売販売業者として営業を開始した場合、また、営業
	を休止・廃止する場合の手続
■ゴルフ場利用税に関する申告・申請	
手続名	手続概要
申告納入	毎月の利用者数や税額を申告する場合の手続
特別徵収義務者登録申請	新たにゴルフ場の経営を開始し、特別徴収義務者の登録を行う場合の手続
登録事項変更(休止・廃止)申請	特別徴収義務者の登録事項の変更、ゴルフ場の休止、廃止を行う場合の手続
特例措置適用ゴルフ場	ゴルフ場利用税の特例措置を適用するゴルフ場として承認を受けるための
としての承認申請	手続
課税対象外の利用に係る届出	課税対象外の利用を行う場合に、利用の日までに承認を受けるための手続
徴収奨励金口座振替の申出	特別徴収義務者徴収奨励金を振り込む口座を指定する場合の手続
実態調査表の提出	年度当初等に行うゴルフ場における等級の基準となる要素(利用料金など)を
	報告する場合の手続

■税目に共通する申請

手続名	手続概要
更正の請求	計算誤り等の理由により納付(入)すべき税額を実際よりも過大に申告したと
	きで、更正の請求をする場合の手続
書類提出期限延長・	災害その他やむを得ない理由により申告・申請等や納付(入)を期限内に行え
納期限延長申請	ない場合に申告書類等の提出期限を延長するための手続
納税管理人申告※	納税管理人を指定、若しくは取りやめる場合の手続

※府たばこ税に関しては対象外

ご不明点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

◆府たばこ税・ゴルフ場利用税に関するお問い合わせ先なにわ北府税事務所宿泊諸税課
電話番号:06-6362-8611(代表)
FAX番号:06-6362-8645